

## 登録電気工事業の承継について

この届出は、登録電気工事業者が、営業譲渡、相続、合併等を行い、その事業が他の者に移ったときに行う手続です。

提出書類	譲受 (個人⇄ 法人への変 更)	相 続	法人合併	備 考
承継届出書	○	○	○	
譲渡証明書	○			
相続同意証明書 または 相続証明書		○		複数の相続人全員の同意により相続した場合
				上記以外の場合
誓約書	○	○	○	
主任電気工事士の従業員証明書	△	△		主任電気工事士は承継後も変わらない場合で、かつ承継者の従業員であるとき
被承継者の登録証	○	○	△	名称・住所が変わる場合 変わらない場合は、コピーでよい。
承継者の戸籍謄本		○		
承継者の住民票抄本（個人番号及び住民票コードの記載がないもの）または登記簿謄本	○	○	○	
その他	△	△	△	必要と認める場合
手数料  ¥2,200 (香川県証紙にて納入)	○	○	△	登録証の訂正が必要な場合

注：○…必要、△…備考欄に該当する場合に必要

承継により従前の登録内容に変更事項（氏名又は名称・住所・営業所の名称及び所在地等）が生じた場合は併せて変更届が必要です。「電気工事業者登録事項変更届」を参照してください。

みなし登録業者（建設業の許可を受けて、電気工事業の開始届出を行った者）の場合は、当該届出は必要ありませんが、他の手続が必要になりますので、県の電気担当者まで問い合わせください。